(特定遊興飲食店営業・個人用)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第31条の23で準用する第4条第1項各号(第7号及び第12号を除く。)に掲げる

- 1号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2号 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51第1項に規定する罪、刑法(公然わいせつ等)、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安 委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 5号 心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者と して国家公安委員会規則で定めるもの
- 6号 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 8号 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納を した者(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返 納の日から起算して5年を経過しないもの
  - 「第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る 聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないこ とを決定する日までの間
  - ロ 第37条第2項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所への立入りが行われた 日から聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき第31条の25第1項による特 定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見 込まれる日をいう。)までの間
- 9号 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号口に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号ロの立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 10号 第8号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の局号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る特定遊興飲食店営業を継承させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 11号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が特定遊 興飲食店営業者の相続人であって、その法定代理人が前各号(第7号を除く。)、次 号及び第13号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 13号 第3号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(特定遊興飲食店営業・管理者用)

## 誓約 書

令和 年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第31条の23で準用する法第24条第2項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 法第4条第1項第1号から第4号まで、第6号又は第8号から第10号までのいずれかに該当する者
  - 1号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 2号 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51第1項に規定する罪、刑法(公然わいせつ等)、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - 3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
  - 6号 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - 8号 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者 (特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの イ 第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係
    - イ 第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間
    - ロ 第37条第2項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき第31条の25第1項による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。)までの間
  - 9号 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号口に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号口の立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
  - 10号 第8号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は同号口に掲げる期間内に分割により同号口の立入りに係る特定遊興飲食店営業を継承させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 3 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委 員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

	哲	約	書			
私は、			の管 —	理者と	して、	その
業務を誠実に行う	うことを誓	約します。				
			令和	年	月	日
営業所所在地 -						
営業種別・名称 -						
住 所 _						
氏 名 —						

秋田県公安委員会 殿